

東京医療保健大学図書館運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第57条に基づき、東京医療保健大学図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」）を収集管理し、利用に供することにより、本学における教育及び研究に資することを目的とする。

(名称)

第3条 世田谷キャンパスに設置の図書館は、「東京医療保健大学附属世田谷図書館」、五反田キャンパスに設置の図書館は「東京医療保健大学附属五反田図書館」、国立病院機構キャンパスに設置の図書館は、「東京医療保健大学附属東が丘図書館」、国立病院機構立川キャンパスに設置の図書館は、「東京医療保健大学附属立川図書館」、船橋キャンパスに設置の図書館は、「東京医療保健大学附属船橋図書館」、雄湊キャンパスに設置の図書館は、「東京医療保健大学附属雄湊図書館」と称する。

(図書館長)

第4条 図書館に図書館長を置く。
2 図書館長は、大学経営会議で決定する。
3 図書館長は、図書館の事務を掌理する。

(委員会)

第5条 図書館運営の円滑化を図るため、図書館長は必要に応じ、東京医療保健大学図書委員会を開催する。
2 前項の東京医療保健大学図書委員会の運営に関しては別に定めるところによる。

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が特に必要と認めた場合は変更することができる。
月曜日から金曜日 午前9時から午後8時
土曜日 午前9時から午後5時

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
1 国民の祝日に関する法律に規定する日。

- 2 日曜日。
- 3 その他、理事長が指定した日。

(利用者の範囲)

第8条 図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 東京医療保健大学の教職員。
- 2 東京医療保健大学の学生。
- 3 東京医療保健大学の卒業生。
- 4 青葉学園短期大学の卒業生。
- 5 NTT東日本関東病院附属高等看護学院の卒業生。
- 6 独立行政法人国立病院機構 東京医療センター附属東が丘看護助産学校の卒業生。
- 7 その他図書館長が認めた者。

附 則

1. この規程は、平成23年7月20日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、東京医療保健大学医療保健学部図書館運営規程は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。